



長野県報

11月1日(木)
平成19年
(2007年)
第1911号

目次

規則

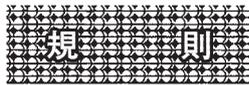
長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則(医療政策課)	2
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(建築管理課)	3

告示

長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	3
長野県収用委員会傍聴規程の一部改正(企画課土地対策室)	4

公告

一般競争入札(河川課)	5
建築基準法に基づく公開による意見の聴取(2件)(建築管理課)	5
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築管理課)	6
特定調達契約に係る一般競争入札(県立病院課)	7
一般競争入札(2件)(県立病院課)	8
一般競争入札(生活排水対策課)	10
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(事業課)	10
平成20年度長野県立特別支援学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒の募集(特別支援教育課)	11
一般競争入札(2件)(生活排水対策課)	13



長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年11月1日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第46号

長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則

長野県公衆衛生専門学校管理規則(昭和39年長野県規則第38号)の一部を次のように改正する。

目次中「、単位数」及び「並びに教員免許状の所要資格の取得」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 学生の総定員は40人とし、そのうち入学定員は20人とする。

第2条の2中「保健師学科にあつては2年、歯科衛生士学科にあつては」を削る。

第4条第1項第4号中「保健師学科にあつては50日以内、歯科衛生士学科にあつては」を削る。

第3章を次のように改める。

第3章 科目、時間数及び修得の認定

第5条の見出し中「単位数又は」を削る。

第5条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「歯科衛生士学科における」を削り、「別表第2」を「別表」に改め、同項を同条とする。

第5条の2第1項を削り、同条第2項中「歯科衛生士学科の」を削り、「別表第2」を「別表」に改め、同項を同条とする。

第5条の3第1項中「単位数又は」を削り、同条第2項中「前条第1項ただし書又は第2項ただし書」を「前条ただし書」に、「別表第1又は別表第2」を「別表」に改め、「単位数又は」を削る。

第6条第1号中「(看護師養成所を含む。)」及び「(条例第4条第1号のエ又はオに該当する者を除く。)」を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「(条例第4条第1号のエ又はオに該当する者を除く。)」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第7条第2項中「歯科衛生士学科については」を削る。

第8条の2第1項中「保健師養成所等又は」を削る。

第10条第2項中「歯科衛生士学科の学生において」を削り、同条第3項中「保健師学科にあつては通算して1年、歯科衛生士学科にあつては」を削る。

第5章を次のように改める。

第5章 進級及び卒業

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附則に次の4項を加える。

(平成20年度における定員等の特例)

3 平成20年度における条例第3条の規定により知事が定める定員は、第2条の規定にかかわらず、次の表に掲げる定員とする。

名 称	学 科	入学定員	総 定 員
長野県公衆衛生専門学校	保健師学科	40人	40人
	歯科衛生士学科	0人	20人
長野県公衆衛生専門学校伊那校	歯科衛生士学科	20人	40人

4 平成20年4月1日現に長野県公衆衛生専門学校に在学している学生の在学年限は、第2条の2の規定にかかわらず、平成20年4月1日から1年とする。

5 平成20年4月1日現に長野県公衆衛生専門学校に在学している学生の平成20年4月1日以後の休学期間は、第10条第4項の規定にかかわらず、前項の在学年限に算入する。

6 長野県公衆衛生専門学校の校長は、第12条の2各号に定める者のほか、平成20年4月1日現に当該学校に在学している学生のうち、平成21年3月31日までに卒業できる見込みがないものを除籍することができる。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

様式第1号中

長野県収入証紙をはる欄消印をしないこと(受験料)	を	長野県収入証紙欄(消印しないこと。)	に改
--------------------------	---	--------------------	----

め、「学科」を削り、

高等学校	年 月	卒業 卒業見込	を
養成所	年 月	卒業 卒業見込	
准看護師免許 取得年月日	年 月 日		
実務経験			
その他			

高等学校	年 月	卒業 卒業見込	に改める。
その他			

様式第2号中「学校長 看護養成所長」を

「学校長 附則」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則に4項を加える改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

医療政策課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年11月1日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第47号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第9号」に改める。

第13条の2第1項中「長野県企画局土地・景観課」を「長野県住宅部建築管理課」に改める。

別表第2の高速自動車国道中央自動車道西宮線の項を次のように改める。

Table with 3 columns: Road Name, Location, and Width. Row 1: 高速自動車国道中央自動車道西宮線, 山梨県と長野県との境界から上り線座光寺パーキングエリア終点(飯田市座光寺172番の2地先)まで, 両側各500メートル以内. Row 2: 一般国道153号と立体交差する地点(飯田市山本488番の5地先)から恵那山トンネル東口(下伊那郡阿智村智里3436番の3地先)まで, 両側各500メートル以内及び恵那山トンネル東口からトンネルに向かって500メートル以内.

別表第2の一般国道18号の項中「一般国道143号との交差点まで」を「上田市と埴科郡坂城町との境界まで」に改め、同表の県道姥神奈良井線の項の次に次のように加える。

Table with 3 columns: Road Name, Location, and Width. Row 1: 県道あづみの公園大町線, 起点から一般国道147号との交差点まで, 両側各100メートル以内.

別表第2の飯田市道1-40大明神横線の項から飯田市道鼎370号線の項までを削り、同表の大町市道泉36号線の項の次に次のように加える。

Table with 3 columns: Road Name, Location, and Width. Row 1: 大町市道大崎西原線, 大町市道常盤西線との交差点から終点まで, 両側各100メートル以内。ただし、国営アルプスあづみの公園の区域を除く。

別表第3の高速自動車国道中央自動車道西宮線の項を次のように改める。

Table with 3 columns: Road Name, Location, and Width. Row 1: 高速自動車国道中央自動車道西宮線, 山梨県と長野県との境界から上り線座光寺パーキングエリア終点(飯田市座光寺172番の2地先)まで, 両側各1,000メートル以内及び駒ヶ根市の区域のうち上伊那郡宮田村に向かって左側1,000メートルを超え、中央アルプス県立公園との境界まで. Row 2: 一般国道153号と立体交差する地点(飯田市山本488番の5地先)から恵那山トンネル東口(下伊那郡阿智村智里3436番の3地先)まで, 両側各1,000メートル以内及び恵那山トンネル東口からトンネルに向かって1,000メートル以内.

別表第4の飯田駅前広場の項を削る。

附則

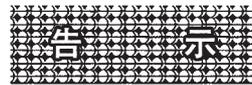
(施行期日)

1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定、第13条の2第1項の改正規定、別表第2の一般国道18号の項の改正規定、同表に県道あづみの公園大町線の項を加える改正規定及び同表に大町市道大崎西原線の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に表示し、又は設置された屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第2項、第9条第1項又は同条第2項に規定する地域については、同規則別表第2、別表第3又は別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築管理課



長野県告示第557号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成19年11月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成19年11月1日

長野県知事 村井 仁

Table with 3 columns: Seller Name, Address, and Sales Location. Row 1: セブンイレブン上田材木町店, 上田市材木町1-5-14, 上田市材木町1-5-14.

会計課